

一般社団法人 日本書籍出版協会

平成 29 年度事業計画(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

I 調査・研究、普及事業に関する事項

1 消費税軽減税率の適用の実現に向けて継続した活動を進める。

- ① 出版業界各団体ならびに新聞業界等と連携し、書籍・雑誌等の出版物に対する消費税の軽減税率の実現に努める。
- ② 軽減税率が認められた場合における実務上の問題点について把握し、書店店頭をはじめとする流通の各段階において適切な対応が可能となる具体策の策定に向けた準備を進める。
- ③ 「本が好き」プロジェクトや出版広報センターを通じて、関係団体の理解・協力を求めるとともに、軽減税率の必要性について、国民の理解を深めるため積極的かつ適切な広報活動を行う。

2 知的財産権の保護と円滑な流通促進に向け、電子書籍の著作権設定契約の促進を図り、適切な出版慣行の醸成の実現を図る。

- ① 教育の情報化に対応した著作権法改正の動き、柔軟な権利制限規定の創設に向けた動き等に対応し、補償金制度とライセンス体制の両面において、著作者、出版者の利益を最大限尊重した適切な制度設計が行われるよう出版界の意見の反映を図る。
- ② 他の権利者団体とも連携し、かつ教育関係者の合意も得て、教育目的の著作物利用に関するガイドラインの適切な改定を積極的に推進する。また、関連して出版契約書ヒナ型の改定を行う。
- ③ 日本出版インフラセンターの出版情報登録センターが行う、著作権設定情報を含む、紙と電子の総合的な書誌情報基盤整備の促進に協力する。
- ④ 各出版分野の関係団体、著作者団体等と協力して、著作物の適正な権利処理及び運用を図り、著作権意識を喚起するとともに、不正な利用に権利者が対応する場合には適切な協力を行う。
- ⑤ 一般社団法人出版者著作権管理機構（JCOPY）の活動を支援し、出版物の複写および電子的複製の権利処理業務の推進に努めるとともに、望ましい著作権集中管理のあり方について検討を行う。
- ⑥ 一般社団法人出版物貸与権管理センターが行う権利処理体制の拡充、一般社団法人出版ADR（裁判外紛争処理）の運営に協力する。
- ⑦ 著作・著作権相談室の運営、各種資料の改訂・発行および研修会・説明会等の開催を通して、著作権等の知的財産権に関する情報提供、啓発活動を推進する。

3 出版・表現の自由を損なう法的規制に反対する。

- ① 戦前の治安維持法による出版・言論弾圧を教訓として、共謀罪法案（「テロ等組織犯罪準備罪」法案）等が、出版活動や表現の自由に影響を及ぼすことのないよう声を上げていく。また、特定秘密保護法、改正個人情報保護法の運用に関して、取材・表現・出版活動が制約をうけていないか引き続き注視していく。
- ② 言論・出版・表現の自由に対する不当な制限を加えることを含む憲法改定やその他の法律制定・改定の動きに対し、国内外の言論・出版機関と連携し強く反対する。
- ③ 出版文化の向上・発展のため、出版倫理綱領にのっとり、自主・自律的な規範の確立に取り組む。
- ④ 青少年の健全育成に資するため、出版倫理協議会、出版ゾーニング委員会等との連携の下での自主規制を実施する。
- ⑤ 名誉・プライバシー、差別表現、個人情報保護法制等の諸問題についての調査・研究を行う。

4 再販制度を維持し、流通改善を積極的に進めて、出版業界の活性化を図る。

- ① 再販制度を維持するため、国民の理解を得る努力をするとともに、流通・取引慣行の改善のため、是正6項目についての取り組みを行う。
- ② 出版界内部のみならず、国民一般、報道機関における再販制度についての正しい理解を深めるための啓発促進を行うとともに、消費者利益に配慮した、適切な時限再販、部分再販等の弾力的運用について調査・研究を行う。
- ③ 欧米諸国における流通制度の実態、出版物の価格に関する法制等についての研究を進めるとともに、我が国における出版流通改善に資するため、出版物に係る公正な取引方法、契約、法制等についての調査・研究を行う。
- ④ 上記に取り組むため、出版4団体で出版再販研究委員会を構成し、運営する。また、出版流通改善協議会を構成し、『出版再販・流通白書』を発行する。さらに、流通委員会主催で、期間限定のインターネット書籍販売「期間限定 謝恩価格本フェア」を開催する。

5 出版物のデジタル化の進展に伴う環境の変化に対応する。

- ① 電子書籍の制作・流通における、国内外の関係当事者間での適切な契約慣行の醸成を図るとともに、新たなビジネスモデルについての研究を進める。
- ② 電子書籍制作を促進し、出版物のデジタル化事業に多くの出版者の参入を促進するための環境整備を進める。
- ③ 国立国会図書館が行う、オンライン資料収集や他の図書館への絶版等資料の限定配信等の動きを注視し、商業出版と競合しないような適切な運用の実現を求める。

6 文字・活字文化の振興を図り、すべての国民がその恵沢を等しく享受できる環境の整備を推進する。

- ① 文字・活字文化推進機構をはじめとする関係諸団体および各界各層と協力して、国民的な課題である、文字・活字文化の振興を図る。
- ② 東京国際ブックフェアの2018年秋の開催実現に向け、新規出展社の増強を図るとともに、今後の継続的な開催を支えるための企画立案及びその実施に積極的に協力する。
- ③ 多くの国民が読書に親しんでもらうための環境整備を図るため、公共図書館との連携を強化するとともに、図書館関係者との継続的な意見交換の場を設け、図書館における選書の在り方等に関する出版界としての要望を伝えていく。また、資料購入費の増額については、学校図書館、大学図書館を含め、図書館各界と連携して関係省庁等への働きかけを行う。
- ④ 〈大震災〉出版対策本部の活動を通して、被災地の読書環境及び出版物販売環境の復興支援、被災した学校図書館の復興・整備等に協力する。
- ⑤ 第5次学校図書館図書整備推進5か年計画に基づく各自治体における学校図書館資料費の財政措置の充実を働きかけるとともに、子どもの読書推進会議、「朝の読書」運動、ブックスタート等の諸活動に関係団体と協力して読書活動を推進する。
- ⑥ 造本装幀コンクールを実施し、装幀の魅力を広くアピールするとともに、「世界で最も美しい本」コンクールへの出展を通して、我が国の造本装幀技術の発展に資する。

7 国際交流の推進を図る。

- ① 国際出版連合 (IPA)、アジア・太平洋出版連合 (APPA)等の国際機関の活動に積極的に参加し、日本の出版界に有益な情報の収集に努めるとともに、国際的な関係強化を図る。特に2018年2月に開催される、IPA第32回ニューデリー大会に積極的に参加する。
- ② 外務省、国際交流基金、国際協力機構等の関係省庁・機関、出版文化国際交流会等の関係団体と協力し、日本の出版物の海外への紹介等、海外との出版交流を促進する。
- ③ 世界知的所有権機関 (WIPO)、世界貿易機関 (WTO)、ユネスコ等の動向を把握し、グローバル化が進展する知的財産権制度への適切な対応を図る。
- ④ 中国・韓国・台湾等をはじめ、アジア・太平洋地域との交流に重点を置いた出版振興に貢献する。
- ⑤ フランクフルト・ブックフェア等の主要ブックフェアにおける日本からの出展社の活動を支援し、出版文化国際交流会とともに共同出展者として日本共同ブースを運営し、日本の出版物の海外での普及促進に努める。

8 上記のほか、以下の経常的事業についても引き続き取り組む。

- (1) 生産・製作に関する事項
 - ① 用紙・印刷・製本等の需給環境、デジタル技術の進展による出版物制作環境の変化等を把握し、契約・権利関係等の調査・研究を行う。
 - ② 書籍の出版企画・製作に関する実態調査の報告書を作成し周知に努める。
 - ③ 資源のリサイクル、環境問題への対応についての調査・研究を行う。
- (2) 研修事業に関する事項
 - ① 出版社の新入社員研修、電子書籍関連等のテーマ別研修、見学会等を実施する。
 - ② 出版社の実務に直結した少人数のセミナーを実施する。
 - ③ 「新入社員テキスト」等、各種テキスト類の改訂・発行を行う。
- (3) 出版経理・税務等に関する事項
 - ① 出版会計に係る税制、会計基準等についての調査・研究を行う。
 - ② 出版業における会計・税務処理の研修会を実施する。
 - ③ 出版経理相談室を運営し、出版社等の相談に応じる。
 - ④ 「出版税務会計の要点」を継続的に発行するなど、的確な情報提供を行う。
- (4) 国語問題に関する事項
 - ① 文化審議会国語分科会における検討に対応した調査・研究を行う。
 - ② 表記、用字、文字コードの標準化等についての調査・研究を行う。
- (5) 人事・総務等に関する事項
 - ① 出版業界における労働環境および人事・総務関係事項の調査・研究を行う。
 - ② 出版社の賃金・労働条件調査等を継続して実施する。
 - ③ モデル規程等の検討・作成を行う。

II 書籍データベース事業に関する事項

- ① 日本出版インフラセンター（JPO）から、出版情報登録センター事業の業務委託を受け、近刊情報の校正と発売確定を行う。また、「データベース日本書籍総目録」の更新・管理を行うとともに、当データベースの利用価値を最大限に高めるための検討を行う。
- ② 平成30年4月に予定する、日本出版インフラセンター（JPO）の出版情報登録センターとの業務統合に向けて、統合計画から実行までJPOと協力して円滑に進める。
- ③ 書籍データベースサイト「Books」を充実させ、利用者の増加を図る。
- ④ 「これから出る本」の掲載社数・点数および広告の増加を図る。また、慢性的な部数減少を食い止めるための方策の検討を行う。

III 会館事業に関する事項

- ① 日本出版会館の事務室の借主のニーズを考慮した貸室事業を継続し、同会館の有効活用を図るとともに、出版関係団体等の事業を援助しつつ、会館事業での収支均衡を図る。
- ② 出版共同ビルへの移転に向けての準備を日本出版クラブ、日本雑誌協会と協力し

て進める。

- ③ PCB 安定器の処理を実施する。

IV 協会運営に関する事項

- ① 出版物の総売上減少に伴う会費収益の悪化が予想される厳しい環境の中で、会館移転に伴う影響も考慮しつつ、中長期的な観点から協会財政・運営に関する基盤の安定を図る。また、国立国会図書館納本分の寄贈促進を実現するための具体的な施策を立案し実行する。
- ② 会員サービスのための新たな取り組みとして、社内研修講師派遣、ビジネスコーチング講師派遣、代理店代行機能、新会員紹介制度等を実施し、会員ならびに賛助会員の増強に努める。
- ③ 出版業界に関わる課題について、会員説明会または研究会等を随時開催し、会報「書協」の発行、ウェブサイトの活用、メールマガジンの発行等を通して情報提供等を活発に行い、また会員社をはじめとして関係者相互間の情報交換の促進に務める。「出版広報」は今年度から電子化し、利用者のニーズによりの的確に対応していく。
- ④ 出版事業発展のために必要なコミュニケーション、親睦と福利の増進を図り、会員の総意を反映した協会活動の実現を図る。
- ⑤ 本部・支部間の合同会議等の開催等を通じ、支部活動の充実を図る。
- ⑥ 出版共同ビルへの移転を契機として、事務局業務の見直しを行い、効率化を図る。

以 上